

仙台地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税、消費税及び地方消費税の更正処分並びに
これらの税に附帯する重加算税賦課決定処分取消請求事件

国側当事者・国(仙台中税務署長)
平成25年10月23日棄却・確定

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	浦井 義光
同補佐人税理士	小池 幸造
同	余郷 太一
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	仙台中税務署長 浅野 由榮
被告指定代理人	村橋 摩世
同	林 潤子
同	若木 淳一
同	樋口 茂
同	田代 英紀
同	畠田 卓也
同	宮田 康宏

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成21年12月14日付けで原告に対してした次の各事業年度の法人税に係る各更正処分(いずれも、平成23年8月23日付け審査裁決により一部取り消された後のもの)のうち、次に掲げる金額を超える部分を取り消す。
 - (1) 平成14年7月1日から平成15年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分については、総所得金額4306万3559円、納付すべき税額1334万9500円
 - (2) 平成15年7月1日から平成16年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分については、総所得金額3813万8421円、納付すべき税額1119万0300円
 - (3) 平成16年7月1日から平成17年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分については、総所得金額2454万0988円、納付すべき税額671万5900円

- (4) 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分については、総所得金額2576万0224円、納付すべき税額723万8700円
- (5) 平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分については、総所得金額1384万4050円、納付すべき税額345万7300円
- (6) 平成19年7月1日から平成20年6月30日までの事業年度の法人税に係る更正処分については、総所得金額175万1152円、納付すべき税額35万0200円
- 2 処分行政庁が平成21年12月14日付けで原告に対してした次の各事業年度の本件各法人税更正処分に係る重加算税賦課決定処分（いずれも、平成23年8月23日付け審査裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (1) 平成14年7月1日から平成15年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (2) 平成15年7月1日から平成16年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (3) 平成16年7月1日から平成17年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (4) 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (5) 平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (6) 平成19年7月1日から平成20年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- 3 処分行政庁が平成21年12月14日付けで原告に対してした次の課税期間の各消費税及び地方消費税更正処分のうち、次に掲げる金額を超える部分を取り消す。
- (1) 平成14年7月1日から平成15年6月30日までの課税期間については、課税標準額7億8276万4000円、納付すべき消費税額1914万1100円及び地方消費税額478万5200円
- (2) 平成15年7月1日から平成16年6月30日までの課税期間については、課税標準額7億2441万6000円、納付すべき消費税額1708万2700円及び地方消費税額427万0600円
- (3) 平成16年7月1日から平成17年6月30日までの課税期間については、課税標準額6億2844万7000円、納付すべき消費税額1469万2100円及び地方消費税額367万3000円
- (4) 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間については、課税標準額6億2220万5000円、納付すべき消費税額1349万1800円及び地方消費税額337万2900円
- (5) 平成18年7月1日から平成19年6月30日までの課税期間については、課税標準額6億0588万1000円、納付すべき消費税額1268万4800円及び地方消費税額317万1200円
- (6) 平成19年7月1日から平成20年6月30日までの課税期間については、課税標準額5億8866万8000円、納付すべき消費税額1346万4400円及び地方消費税額336

万6100円

4 処分行政庁が平成21年12月14日付けで原告に対してした次の課税期間の各消費税及び地方消費税更正処分に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。

- (1) 平成14年7月1日から平成15年6月30日までの課税期間の消費税額等の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (2) 平成15年7月1日から平成16年6月30日までの課税期間の消費税額等の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (3) 平成16年7月1日から平成17年6月30日までの課税期間の消費税額等の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (4) 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間の消費税額等の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (5) 平成18年7月1日から平成19年6月30日までの課税期間の消費税額等の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分
- (6) 平成19年7月1日から平成20年6月30日までの課税期間の消費税額等の更正処分に係る重加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要

本件は、処分行政庁において、①原告の平成14年7月1日から平成15年6月30日までの事業年度（以下「平成15年6月期」といい、他の事業年度についても同様にいう。）から平成20年6月期までの各事業年度（以下、平成15年6月期から平成20年6月期までの各事業年度を「本件各事業年度」と総称する。）の法人税の更正処分、②①の各更正処分に係る重加算税の賦課決定処分、③原告の平成14年7月1日から平成15年6月30日までの課税期間（以下「平成15年6月課税期間」といい、他の課税期間についても同様にいう。）から平成20年6月課税期間までの各課税期間（以下、平成15年6月課税期間から平成20年6月課税期間までの各課税期間を「本件各課税期間」と総称する。）の消費税及び地方消費税（以下、消費税及び地方消費税を「消費税等」と総称する。）の更正処分並びに④③の各更正処分に係る重加算税の賦課決定処分をしたところ（以下、①ないし④の処分を「本件更正処分等」と総称する。）、原告が、①の各更正処分（ただし、審査裁決により一部取り消された後のもの）のうち、確定申告又は修正申告により納付すべきことが確定した法人税を超える部分、②の各賦課決定処分（ただし、審査裁決により一部取り消された後のもの）、③の各更正処分のうち、確定申告又は修正申告により納付すべきことが確定した消費税等を超える部分並びに④の各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

上記の各更正処分は、原告において法人税の所得金額の計算上損金の額に算入し、消費税等の計算上課税仕入れに係る対価の額に該当するとした関連会社に対する業務委託料について、実体のない架空の業務委託契約に基づくものであり、法人税法で規定する寄附金に該当し、消費税法で規定する課税仕入れに係る対価の額には該当しないとの判断の下にされたものであり、上記の各賦課決定処分は、上記の原告による処理が国税通則法68条1項に規定する事実の隠ぺい又は仮装の行為に当たるとしてされたものであるから、本件における主たる争点は、上記業務委託料に係る業務委託契約に実体がないといえるか否かである。

1 前提事実（認定根拠を示すほかは、当事者間に争いがないか、又は、明らかに争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、建設コンサルタント等を業として平成4年●月●日に設立された法人であり、乙

(以下「乙会長」という。)が会長を務めている。

イ B株式会社(以下「B」という。)は、平成10年6月1日に、「C」より商号変更し、平成11年●月●日に解散した会社、D(以下「D」という。)は、平成10年6月1日に「株式会社E」より商号変更し、その際に、Bの業務を承継した会社、株式会社F(以下「F」という。)は、黒酢と黒酢にんにくの製造販売等を業として平成12年●月●日に設立された会社である。

ウ 原告、B、D及びFは、いずれも、乙会長が経営の実権を握る関連会社である。

(2) 原告と関連会社との間の業務委託契約

ア 原告とBとの間の業務委託契約

原告はBとの間で、平成8年3月31日付けの業務委託契約書(乙1)により、原告の営業に関する一切の業務を、Bに委託する旨の契約を締結し(以下「本件旧営業等委託契約」という。)、平成10年5月31日付けの業務委託契約書(乙4)により、同年6月1日以降の、原告の営業に関する一切の業務を、Bに委託する旨の契約を締結した(以下「本件営業等委託契約」という。)

イ 原告とDとの間の事務委託契約

Dは、平成10年6月1日、本件営業等委託契約に基づく権利義務を含むBの業務を承継した。

原告は、Dとの間で、平成10年12月31日付けの業務委託契約書(乙6)により、原告の経理処理(伝票処理及びその他一般事務)及び営業に関する一切の業務(なお、その後営業に関する一切の業務については解約された。)をDに委託する旨の契約を締結した(以下「本件事務等委託契約」という。)

ウ 原告とFとの間の営業委託契約について

原告は、Fとの間で、平成14年4月10日付けの業務委託契約書(乙8)により、原告の営業に関する一切の業務を、Fに委託する旨の契約を締結した(以下、「本件F営業委託契約」といい、本件営業等委託契約及び本件事務等委託契約を併せて「本件業務委託契約等」と総称する。)

(3) 委託料等に係る経理処理

ア 原告は、本件業務委託契約等に係る報酬(以下「本件業務委託料等」という。)を業務委託料又は事務委託料の勘定項目に計上した。

なお、本件業務委託料等の支払は、原告のD及びFに対するそれぞれの貸付債権と相殺する方法により行われた。

イ D及びFは、原告から受領した本件業務委託料等をそれぞれ収益勘定に計上した。

(4) 原告による税務申告及び更正処分等

ア 原告は、本件業務委託料等につき、別紙1「本件業務委託料等」の「合計(消費税等込)欄」の額を本件各事業年度の法人税の所得金額の計算上損金の額に算入するとともに、同金額を本件各課税期間の課税仕入れに係る対価の額に該当するとして、本件各事業年度の法人税の確定申告及び本件各課税期間の消費税等の確定申告又は修正申告を行った(以下「本件各納税申告」と総称する。)

本件各納税申告の時期及び内容は、別紙2「本件各処分等経緯一覧表」記載の各事業年度及び各課税期間の確定申告及び修正申告(平成20年6月期については確定申告のみ)の欄

に記載されているとおりである。

イ 処分行政庁による更正及び重加算税を課する決定、異議申立て、異議決定、審査請求及び審査採決の経緯は、別紙２「本件各処分等経緯一覧表」記載の各事業年度及び各課税期間の「更正処分等」欄、「異議申立」欄、「同上決定」欄、「審査請求」欄及び「同上裁決」欄に順に記載されているとおりである。

(5) 法令の定め

法人税の所得の金額の計算上算入すべき損金に関する法令の定め及び消費税の計算上課税仕入れに係る対価の額に関する法令の定めは、別紙３のとおりである。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の主たる争点は、原告からD及びFになされた本件業務委託契約等に実体が認められないといえるか否かであり、争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(被告の主張)

本件業務委託契約等は、原告が、繰越欠損金を抱えた原告グループ会社に原告の利益を移転させて税負担を回避し、最終的な余剰資金を乙会長に環流させるための租税回避スキーム（以下「本件スキーム」という。）の一環としてされたものであり、実体を伴わないものである。

(原告の反論)

原告がD及びFに対して行った本件業務委託契約等は実体を伴うものであって、被告が主張するような租税回避目的の本件スキームのために行った架空のものではない。

第3 当裁判所の判断

1 事実認定

前記第2の1の前提事実に証拠（乙1～9、19、20、35（枝番含む。）、証人丙、証人丁）及び弁論の全趣旨を併せれば、次の事実が認められる。

(1) 原告及び関連会社の人的態勢等

ア 原告においては、乙会長の子である甲が代表取締役を務め、丙（以下「丙」という。）が取締役を、丁（以下「丁」という。）が監査役を務めている。

イ Bにおいては、丙が代表取締役を、戊が監査役を務め、丁及びGが従業員として稼働し、H（以下「H」という。）がアルバイトとして勤務していた。

ウ Dにおいては、丙が代表取締役を、丁、戊及びGが従業員として稼働し、Hがアルバイトとして勤務している。

エ Fにおいては、丙が代表取締役を、丁が監査役を務め、I（以下「I」という。）が従業員として稼働している。

(2) 原告の関連会社の経営状況

B、D及びFは、原告から資金の提供を受けており、赤字経営が続いていた（乙9、14～15問、証人丙11～13頁）。

(3) 本件業務委託契約等の内容

ア 原告がBとの間で平成8年3月31日に締結した本件旧営業等委託契約においては、委託業務につき原告の営業に関する一切の業務とされ、月額報酬につき407万円とされた（月額報酬は、平成9年4月30日に345万9500円に減額された。）（乙1、2）。

イ 原告がBとの間で平成10年5月31日に締結した本件営業等委託契約においては、月額報酬につき345万9500円とされた（乙4）。

ウ 原告がDとの間で平成10年12月31日に締結した本件事務等委託契約においては、委託事務につき原告の経理処理（伝票処理及びその他一般事務）及び営業に関する一切の業務とされ（平成13年6月30日付けで営業に関する一切の業務については解約された。）、月額報酬につき53万5500円（経理処理につき21万4200円、営業につき32万1300円）とされた（乙6、7）。

エ 原告がFとの間で平成14年4月10日に締結した本件F営業委託契約においては、委託事務につき原告の営業に関する一切の業務とされ、月額報酬につき36万7500円とされた（乙8）。

(4) 本件業務委託契約等の内容についての関係者の認識及び行動

ア 丙は、Bの代表取締役を務めていたほか、原告の取締役、D及びFの各代表取締役を務めているが、本件業務委託契約等を締結するに至る具体的経緯、Bの業務をDに承継させることとなった経緯及び本件において定められた月額報酬の金額の積算根拠を把握していない（証人丙16～22頁）。

丙は、平成8年から平成20年8月頃までの間、肩書に原告の名称が付されている名刺をJ等の窓口に置いて回る、いわゆる名刺営業（以下、単に「名刺営業」という。）を行ったが、平成15年頃からは名刺営業を行う頻度が低くなり、1か月に10日程度であり、1か月に2、3日しか行わない場合もあった（証人丙5、14、15頁）。

イ 丁は、原告とBとの間で平成8年に本件旧営業等委託契約が締結されたとき以降、原告の経理業務を担当することとなったと認識しているが、本件旧営業等委託契約の契約書（乙1）、原告とBとの間で平成10年に締結された本件営業等委託契約の契約書（乙4）などの委託業務に経理業務の記載がないことやその事情は把握していない（証人丁12頁）。

ウ 乙会長は、原告とB又はD（以下、B又はDを単に「K」という。）との間の業務委託に係る契約について、原告からKに資金を流し、それらの営業経費に充てるという内容であると認識しているほか、業務委託料の内容は、Kが所有する車両を原告の営業で使用した場合の賃貸料、原告のL支店としてKから間借りしている事務所の賃貸料及び原告のL支店に係る電話対応の委託料であり、Kが原告の営業業務をすることはないと認識を有している（乙9、8～10問）。また、乙会長は、Fが原告の営業業務をすることはないと認識している（乙9、8問、14問）。

エ Dでアルバイトとして勤務しているHは、自らの業務について、Dの業務であり、原告の業務を担当したことはないと認識している（乙19、17～19問）。

オ Fの従業員であるIは、平成15年頃から平成17年頃までの間、肩書に原告の名称が付されている名刺を交付され、原告従業員の助言を受けて、Fの営業活動の機会に名刺営業を行った（乙20の1、4～14問）。Iは、名刺営業を行った旨の記録を残していなかったが、平成20年初旬頃、丁の指示を受け、過去5年以上の期間の名刺営業に関する実績を示す資料を作成した。その際、Fの営業活動の機会すべてにおいて名刺営業をしたものとして同資料を作成したが、実際に名刺営業を行った回数よりも多く記録する内容となった（乙20の2）。

(5) 原告の経理業務の担当状況

丁は、Bが平成8年に原告と本件旧営業等委託契約を締結する前から、原告の監査役として、原告の経理業務を担当していたところ、本件旧営業等委託契約締結前も、その後も、原告の経

理業務を担当する際には1か月に2週間程度仙台に滞在して業務を行っていた（証人丁9、10頁）。

平成4年8月から原告の顧問税理士を務めるM（以下「M税理士」という。）は、原告において、法人税確定申告書の確認及び消費税確定申告書の作成を担当している（乙35、6問）。

2 検討

- (1) 以上の認定事実を基に、まず、本件業務委託契約等における委託業務として掲げられている原告の営業に関する業務について検討すると、前記のとおり、これらの契約の当事者であるB、D及びFの各代表者である丙やFの従業員であるIにおいて名刺営業を行っていたことが認められるものの、丙による名刺営業は平成15年頃からは1か月に10日程度、1か月に2、3日の場合もあったこと、Iによる名刺営業も平成15年から平成17年頃までの間にFの営業活動の際に行われたにすぎないことなど、継続的な業務としてされていたとはいいい難いこと、名刺営業の成果については判然としないこと（原告は、名刺営業により入札の指名を受けることができた旨を主張し、証人丙も名刺営業が功を奏して入札指名通知書を受けた旨を証言するが、その証言内容によっても関係者を知ることにより入札指名通知書を受けるに至ったとまではいい難く、名刺営業の効果又は重要性を裏付けるものとはいえない。）、委託業務を実施したことについての記録や報告などがされていたとは認められないこと（証人丙は、名刺営業の際に得た情報を原告に伝えていた旨を証言するが、継続的に対価を得て行う委託業務を行うについて何らの記録も残されていないことからすれば、上記証言をもって、委託業務の報告がされていたことが裏付けられるとはいいい難い。）からすれば、本件業務委託契約等により原告の営業に関する業務が行われていたといえるかについては疑問が残るところである。

また、本件業務委託契約等における委託業務のうちの原告の経理業務について検討すると、前記のとおり、丁が原告の経理業務を担当したことが認められるものの、丁が原告の経理業務に従事する日数は、本件業務委託契約等の前後で変化がなく、また、本件業務委託契約等が締結される前から原告の顧問税理士を務めるM税理士による原告の経理業務への関与の程度にも本件業務委託契約等の前後で変化はないこと、本件業務委託契約等の前に原告において丁以外に経理業務を担う中核となるような従業員がいたことはうかがわれないことからすれば、丁が行った原告の経理業務は、丁が原告の監査役として行ったものにすぎないというのが自然である。

- (2) 上記の各事情に加えて、原告の取締役を務め、B、D及びFの代表取締役を務める丙において、本件業務委託契約等が締結されることになった経緯、BからDへの業務の承継の経緯又は本件業務委託契約等の報酬の積算根拠について把握していないこと、取り分け、本件営業等委託契約における月額報酬が345万9000円であり、その権利義務を承継したDとの間で半年後にほぼ同内容の委託業務内容で締結した本件事務等委託契約では月額報酬が53万5500円であって金額の差が大きく、しかも、その金額は委託業務内容が一部解約された後も変更されていないのであるから、その月額報酬の根拠や変遷についてはこれらの契約の当事者である会社の代表者として当然関心を持つべき事情であるにもかかわらず、丙において何ら事情を把握していないこと、原告及びFにおいて監査役を務め、B及びDの従業員であり、本件業務委託契約等により原告の経理業務を担当することとなったとする丁においても、本件業務委託契約等の契約書における委託業務の記載について明確に把握していないこと、原告において委託業務を一部担当したと主張するHは原告の業務に携わった認識を有していないこと、I

に対して平成20年初旬になって過去5年間の名刺営業の実績を示す資料の作成が命じられていること、乙会長は本件業務委託契約等の委託業務として名刺営業を含む営業に関する業務が含まれていると認識しておらず、かえって、本件業務委託契約等はKの営業資金に充てる金員をKに流すためのものであると認識していることなどの前記の諸事情のほか、丙及び丁は、処分行政庁による税務調査及び仙台国税局調査査察部が行った調査（以下、これらの調査を「本件税務調査」と総称する。）の際、本件業務委託契約等は実体のないものであった旨を供述していることを併せて考慮すると、本件業務委託契約等に基づいてD及びFにより委託業務がされていたとはいいい難く、本件業務委託料等の支払が原告のD及びFに対するそれぞれの貸付債権と相殺する方法により行われたことも踏まえれば、本件業務委託契約等は、上記貸付債権に係るD及びFの債務を消滅させるためのものとして利用されたものにすぎず、実体を伴わないものであったということが相当である。

- (3) 原告は、本件税務調査における丙及び丁の供述は、丙及び丁の真意に基づくものではないと主張し、証人丙及び同丁も、処分行政庁又は仙台国税局調査査察部の職員によって作られたストーリーに当てはまるように同じことを繰り返し質問され、乙会長などの逮捕の可能性もほのめかされ、上記ストーリーに沿うように供述した旨を証言する（証人丙8～11、23～26頁、証人丁6、14～16頁）。

しかしながら、上記両名の本件税務調査における供述は、帳簿上の具体的な記載を拾い上げて説明するなど具体的なものであり、本件税務調査の担当職員のストーリーに迎合するだけでは語ることのできないものであるというべきであるし、他の証拠（乙会長、H、Iの供述等）とも整合するのであって、任意による本件税務調査が行われていた期間中に丙や丁が弁護士等の第三者に対して調査方法等の不当を訴えることもなかったことなどからすれば、原告の上記主張を採用することはできない。

3 まとめ

- (1) 以上により、本件業務委託料等は、実体のない本件業務委託契約等に基づいて支払われたものであり、また、前記第2の1(3)のとおり、本件業務委託料等の支払は、原告のD及びFに対するそれぞれの貸付債権と相殺する方法により支払われたものであるから、これらのことからすれば、本件業務委託料等の支払額は、原告が、実体のない契約に基づき、D及びFに対して債務消滅という経済的利益を無償で供与したものであるというべきであり、同支払額は、法人税法37条7項に規定する寄附金の額に該当すると認められる。そして、本件業務委託料等が同項に規定する寄附金の額に該当するのであるから、対価性のない支出であり、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないこととなる。
- (2) また、本件業務委託料等を法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入したこと及び消費税法に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当することとは、国税通則法68条1項に規定する事実の隠ぺい又は仮装の行為に該当することは明らかであり、原告は、これについて故意であるというべきであるから、重加算税賦課の要件も充足すると認められる。

4 本件更正処分等の適法性について

これまでに述べたところ及び弁論の全趣旨によれば、本件更正処分等は、別紙4「本件更正処分等の根拠及び適法性」に記載のとおり（なお、別紙4の記載のうち、「原処分庁」を「処分行政庁」と、「通則法」を「国税通則法」と、「答弁書別表1」を「別紙1」とそれぞれ読み替える。）、いずれも適法なものと認められる。

第4 結論

以上の次第であって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 真紀

裁判官 近藤 和久

裁判官 尾田 いずみ

本 件 業 務 委 託 料 等

(単位：円)

区 分 事業年度	本件営業等 委 託 料	本件事務等 委 託 料	本件 F 営業委託料	合 計 (消費税等込)
平成 15 年 6 月期	43,589,700	2,570,400	4,410,000	50,570,100
平成 16 年 6 月期	41,374,848	2,570,400	4,410,000	48,355,248
平成 17 年 6 月期	41,374,848	2,570,400	4,410,000	48,355,248
平成 18 年 6 月期	41,374,848	2,570,400	4,410,000	48,355,248
平成 19 年 6 月期	41,374,848	2,570,400	4,410,000	48,355,248
平成 20 年 6 月期	25,199,544	1,927,800	3,307,500	30,434,844

別紙2

本 件 各 処 分 等 経 緯 一 覧 表

(1) 法人税

(単位：円)

事業年度	区 分	年 月 日	所得金額	留保税額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
平成15年 6月期	① 確定申告	H15.9.1	11,901,085	0	2,751,700	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	43,063,559	1,111,900	13,349,500	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	13,000	3,661,000
	④ 更正処分等	H21.12.14	89,973,744	2,462,400	28,773,000	—	外3,661,000 5,397,000
	⑤ 異議申立	H22.2.1	43,063,559	1,111,900	13,349,500	0	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	43,063,559	1,111,900	13,349,500	13,000	3,661,000
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	92,451,255	0	27,054,000	外13,000 —	外3,661,000 4,795,000
平成16年 6月期	① 確定申告	H16.8.31	9,654,238	0	2,206,500	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	38,138,421	438,600	11,190,300	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	3,143,000
	④ 更正処分等	H21.12.14	79,044,228	1,778,700	24,802,200	—	外3,143,000 4,763,500
	⑤ 異議申立	H22.2.1	38,138,421	438,600	11,190,300	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	38,138,421	438,600	11,190,300	—	3,143,000
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	80,720,954	0	23,526,300	—	外3,143,000 4,315,000
平成17年 6月期	① 確定申告	H17.8.31	24,279,426	109,800	6,701,700	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	24,540,988	45,700	6,715,900	—	—
	③ 更正処分等	H21.12.14	65,588,471	1,864,700	20,849,300	—	4,945,500
	④ 異議申立	H22.2.1	24,540,988	45,700	6,715,900	—	0
	⑤ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑥ 審査請求	H22.4.30	24,540,988	45,700	6,715,900	—	0
	⑦ 同上裁決	H23.8.23	66,440,810	0	19,240,200	—	4,382,000
平成18年 6月期	① 確定申告	H18.8.31	24,529,386	115,500	6,790,900	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	25,760,224	194,000	7,238,700	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	154,000
	④ 更正処分等	H21.12.14	70,032,267	1,898,400	22,224,700	—	外154,000 5,243,000
	⑤ 異議申立	H22.2.1	25,760,224	194,000	7,238,700	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	25,760,224	194,000	7,238,700	—	154,000
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	69,204,851	0	20,077,900	—	外154,000 4,490,500
平成19年 6月期	① 確定申告	H19.8.31	12,796,250	0	3,142,900	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	13,844,050	0	3,457,300	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	108,500
	④ 更正処分等	H21.12.14	61,487,426	535,000	18,285,200	—	外108,500 5,187,000
	⑤ 異議申立	H22.2.1	13,844,050	0	3,457,300	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	13,844,050	0	3,457,300	—	108,500
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	57,312,670	0	16,497,700	—	外108,500 4,564,000
平成20年 6月期	① 確定申告	H20.9.1	1,751,152	0	350,200	—	—
	② 更正処分等	H21.12.14	32,172,715	0	8,976,600	—	3,017,000
	③ 異議申立	H22.2.1	1,751,152	0	350,200	—	0
	④ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑤ 審査請求	H22.4.30	1,751,152	0	350,200	—	0
	⑥ 同上裁決	H23.8.23	27,551,428	0	7,590,300	—	2,534,000

本 件 各 処 分 等 経 緯 一 覧 表

(2) 消費税等

(単位：円)

課税期間	区 分	年 月 日	課税標準額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	過少申告 加算税	重加算税
平成15年6月 課税期間	① 確定申告	H15.9.1	754,353,000	17,954,000	4,488,500	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	782,764,000	19,141,100	4,785,200	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	518,000
	④ 更正処分等	H21.12.14	782,764,000	20,899,600	5,224,900	—	外518,000 766,500
	⑤ 異議申立	H22.2.1	782,764,000	19,141,100	4,785,200	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	782,764,000	19,141,100	4,785,200	—	518,000
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	棄 却				
平成16年6月 課税期間	① 確定申告	H16.8.31	694,558,000	16,023,000	4,005,700	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	724,416,000	17,082,700	4,270,600	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	462,000
	④ 更正処分等	H21.12.14	724,451,000	18,758,200	4,689,500	—	外462,000 731,500
	⑤ 異議申立	H22.2.1	724,416,000	17,082,700	4,270,600	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	724,416,000	17,082,700	4,270,600	—	462,000
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	棄 却				
平成17年6月 課税期間	① 確定申告	H17.8.31	628,447,000	14,635,700	3,658,900	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	628,447,000	14,692,100	3,673,000	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	24,500
	④ 更正処分等	H21.12.14	628,447,000	16,366,200	4,091,500	—	外24,500 731,500
	⑤ 異議申立	H22.2.1	628,447,000	14,692,100	3,673,000	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	628,447,000	14,692,100	3,673,000	—	24,500
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	棄 却				
平成18年6月 課税期間	① 確定申告	H18.8.31	622,205,000	13,443,900	3,360,900	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	622,205,000	13,491,800	3,372,900	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	17,500
	④ 更正処分等	H21.12.14	622,205,000	15,249,900	3,812,400	—	外17,500 766,500
	⑤ 異議申立	H22.2.1	622,205,000	13,491,800	3,372,900	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	622,205,000	13,491,800	3,372,900	—	17,500
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	棄 却				
平成19年6月 課税期間	① 確定申告	H19.8.31	605,881,000	12,639,500	3,159,800	—	—
	② 修正申告	H21.12.1	605,881,000	12,684,800	3,171,200	—	—
	③ 加算税賦課決定処分	H21.12.8	—	—	—	—	17,500
	④ 更正処分等	H21.12.14	605,881,000	14,526,900	3,631,700	—	外17,500 805,000
	⑤ 異議申立	H22.2.1	605,881,000	12,684,800	3,171,200	—	0
	⑥ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑦ 審査請求	H22.4.30	605,881,000	12,684,800	3,171,200	—	17,500
	⑧ 同上裁決	H23.8.23	棄 却				
平成20年6月 課税期間	① 確定申告	H20.9.1	588,668,000	13,464,400	3,366,100	—	—
	② 更正処分等	H21.12.14	588,668,000	14,623,800	3,655,900	—	504,000
	③ 異議申立	H22.2.1	588,668,000	13,464,400	3,366,100	—	0
	④ 同上決定	H22.4.1	棄 却				
	⑤ 審査請求	H22.4.30	588,668,000	13,464,400	3,366,100	—	0
	⑥ 同上裁決	H23.8.23	棄 却				

法令の定め

1 法人税法

法人税法上、内国法人に対して課される各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した所得の金額とされているところ（同法21条、22条1項）、同法22条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額、当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものとし、同条4項は、当該事業年度の収益の額及び損金の額に算入すべき金額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨を定めている。

そして、同法37条1項は、「内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と規定し、寄附金に該当する場合は、寄附金の額の合計額のうち、一定額を超えての損金算入を認めていないところ、同法37条7項は、「前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。」と規定している。

2 消費税法

消費税法30条1項は、「事業者（カッコ内省略）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、（中略）当該各号に定める日の属する課税期間の45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（カッコ内省略）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（カッコ内省略）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（カッコ内省略）につき課された又は課されるべき消費税額（カッコ内省略）の合計額を控除する。」と規定しているところ、同法2条12号は、同規定における課税仕入れにつき、「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（カッコ内省略）を受けること（カッコ内省略）をいう。」と規定している。

以 上

本件更正処分等の根拠及び適法性について

1 本件法人税更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件法人税更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、別表 2-1 ないし 2-3 のとおりであり、同表の見方は、以下のとおりである。

ア 平成 15 年 6 月期（別表 2-1）

- (ア) 同表①欄の「本件更正前所得金額」4306万3559円は、原告が原処分庁に対して平成 21 年 12 月 1 日に提出した平成 15 年 6 月期の法人税の修正申告書（乙第 22 号証）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。
- (イ) 同表②欄の「本件営業等委託料の損金不算入額」4358万9700円は、実体のない業務委託料であり、当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ウ) 同表③欄の「本件事務等委託料の損金不算入額」257万0400円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 同表④欄の「本件 F 営業委託料の損金不算入額」441万0000円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (オ) 同表⑤欄の「寄附金認容額」5057万0100円は、上記(イ)ないし(エ)を寄附金とした金額であり、当該事業年度の損金の額に算入される金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「寄附金の損金不算入額」4938万7696円は、寄附金の損金算入額限度額を超えた部分に係る金額（別表 3-1「平成 15 年 6 月期⑭」欄）であり、当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (キ) 同表⑧欄の「法人税額」2709万5300円は、同表⑦欄の「所得金額」9245万1000円（通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。）につき、法人税法 66 条（平成 18 年法律第 10 号による改正前のもの。以下同じ。）1 項及び 2 項並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 18 年法律 10 号による廃止前のもの。以下「負担軽減法」という。）16 条 1 項の規定により、800 万 0000 円について税率 100 分の 22 を、その残額の 8445 万 1000 円については 100 分の 30 の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- (ク) 同表⑨欄の「控除税額」4万1268円は、法人税法 68 条 1 項の規定に基づき法人税額から控除される所得税の額であり、平成 15 年 6 月期の法人税の修正申告書（乙第 22 号証）の「控除税額の計算」欄に記載された金額である。
- (ケ) 同表⑩欄の「納付すべき法人税額」2705万4000円は、同表⑧欄の金額から、同表⑨欄の金額を控除した金額（ただし通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。
- (コ) 同表⑪欄の「既に納付の確定した本税額」1334万9500円は、平成 15 年 6 月期の法人税の修正申告書（乙第 22 号証）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額である。
- (サ) 同表⑫欄の「差引納付すべき法人税額」1370万4500円は、同表⑩欄の額から

同表⑪欄の額を控除した金額（ただし通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

イ 平成１６年６月期（別表２－１）

- (ア) 同表①欄の「本件更正前所得金額」３８１３万８４２１円は、原告が原処分庁に対して平成２１年１２月１日に提出した平成１６年６月期の法人税の修正申告書（乙第２３号証）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。
- (イ) 同表②欄の「本件営業等委託料の損金不算入額」４１３７万４８４８円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ウ) 同表③欄の「本件事務等委託料の損金不算入額」２５７万０４００円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 同表④欄の「本件Ｆ営業委託料の損金不算入額」４４１万００００円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (オ) 同表⑤欄の「寄附金認容額」４８３５万５２４８円は、上記(イ)ないし(エ)を寄附金とした金額であり、当該事業年度の損金の額に算入される金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「未納事業税認容額」４７３万８９００円は、平成１５年６月期の法人税に係る更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税相当額であり、平成１６年６月期の損金の額に算入される金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「交際費等損金不算入額の認容額」１円は、租税特別措置法６１条の４第１項により再計算した結果、当該事業年度の損金の額に算入される金額である。
- (ク) 同表⑧欄の「寄附金の損金不算入額」４７３２万１４３４円は、寄附金の損金算入額限度額を超えた部分に係る金額（別表３－１「平成１６年６月期⑭」欄）であり、当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ケ) 同表⑩欄の「法人税額」２３５７万６０００円は、同表⑨欄の「所得金額」８０７２万００００円につき、法人税法６６条１項及び２項並びに負担軽減法１６条１項の規定により、８００万００００円については１００分の２２の税率を、その残額の７２７２万００００円については１００分の３０の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- (コ) 同表⑪欄の「控除税額」４万９６１１円は、法人税法６８条１項の規定に基づき法人税額から控除される所得税の額であり、平成１６年６月期の法人税の修正申告書（乙第２３号証）の「控除税額の計算」欄に記載された金額である。
- (サ) 同表⑫欄の「納付すべき法人税額」２３５２万６３００円は、同表⑩欄の金額から、同表⑪欄の金額を控除した金額である。
- (シ) 同表⑬欄の「既に納付の確定した本税額」１１１９万０３００円は、平成１６年６月期の法人税の修正申告書（乙第２３号証）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額である。
- (ス) 同表⑭欄の「差引納付すべき法人税額」１２３３万６０００円は、同表⑫欄の額から同表⑬欄の額を控除した金額である。

ウ 平成１７年６月期（別表２－２）

- (ア) 同表①欄の「本件更正前所得金額」２４５４万０９８８円は、原告が原処分庁に対して平成２１年１２月１日に提出した平成１７年６月期の法人税の修正申告書（乙第２４号

証)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。

- (イ) 同表②欄の「本件営業等委託料の損金不算入額」4137万4848円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ウ) 同表③欄の「本件事務等委託料の損金不算入額」257万0400円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 同表④欄の「本件F営業委託料の損金不算入額」441万0000円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (オ) 同表⑤欄の「寄附金認容額」4835万5248円は、上記(イ)ないし(エ)を寄附金とした金額であり、当該事業年度の損金の額に算入される金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「未納事業税認容額」560万2400円は、平成16年6月期の法人税に係る更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税相当額であり、平成17年6月期の損金の額に算入される金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「寄附金の損金不算入額」4750万2222円は、寄附金の損金算入額限度額を超えた部分に係る金額(別表3-1「平成17年6月期⑭」欄)であり、当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ク) 同表⑨欄の「法人税額」1929万2000円は、同表⑧欄の「所得金額」6644万0000円につき、法人税法66条1項及び2項並びに負担軽減法16条1項の規定により、800万0000円については100分の22の税率を、その残額の5844万0000円については100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- (ケ) 同表⑩欄の「控除税額」5万1734円は、法人税法68条1項の規定に基づき法人税額から控除される所得税の額であり、平成17年6月期の法人税の修正申告書(乙第24号証)の「控除税額の計算」欄に記載された金額である。
- (コ) 同表⑪欄の「納付すべき法人税額」1924万0200円は、同表⑨欄の金額から、同表⑩欄の金額を控除した金額である。
- (サ) 同表⑫欄の「既に納付の確定した本税額」671万5900円は、平成17年6月期の法人税の修正申告書(乙第24号証)の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額である。
- (シ) 同表⑬欄の「差引納付すべき法人税額」1252万4300円は、同表⑪欄の額から同表⑫欄の額を控除した金額である。

エ 平成18年6月期(別表2-2)

- (ア) 同表①欄の「本件更正前所得金額」2576万0224円は、原告が原処分庁に対して平成21年12月1日に提出した平成18年6月期の法人税の修正申告書(乙第25号証)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。
- (イ) 同表②欄の「本件営業等委託料の損金不算入額」4137万4848円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ウ) 同表③欄の「本件事務等委託料の損金不算入額」257万0400円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 同表④欄の「本件F営業委託料の損金不算入額」441万0000円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。

- (オ) 同表⑤欄の「寄附金認容額」４８３５万５２４８円は、上記(イ)ないし(エ)を寄附金とした金額であり、当該事業年度の損金の額に算入される金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「未納事業税認容額」４０２万２５００円は、平成１７年６月期の法人税に係る更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税相当額であり、平成１８年６月期の損金の額に算入される金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「寄附金の損金不算入額」４７４６万７１２７円は、寄附金の損金算入額限度額を超えた部分に係る金額（別表３－２「平成１８年６月期⑭」欄）であり、当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ク) 同表⑨欄の「法人税額」２０１２万１２００円は、同表⑧欄の「所得金額」６９２０万４０００円につき、法人税法６６条１項及び２項並びに負担軽減法１６条１項の規定により、８００万００００円については１００分の２２の税率を、その残額の６１２０万４０００円については１００分の３０の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- (ケ) 同表⑩欄の「控除税額」４万３２２４円は、法人税法６８条１項の規定に基づき法人税額から控除される所得税の額であり、平成１８年６月期の法人税修正申告書（乙第２５号証）の「控除税額の計算」欄に記載された金額である。
- (コ) 同表⑪欄の「納付すべき法人税額」２００７万７９００円は、同表⑨欄の金額から、同表⑩欄の金額を控除した金額である。
- (サ) 同表⑫欄の「既に納付の確定した本税額」７２３万８７００円は、平成１８年６月期の法人税の修正申告書（乙第２５号証）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額である。
- (シ) 同表⑬欄の「差引納付すべき法人税額」１２８３万９２００円は、同表⑪欄の額から同表⑫欄の額を控除した金額である。
- オ 平成１９年６月期（別表２－３）
- (ア) 同表①欄の「本件更正前所得金額」１３８４万４０５０円は、原告が原処分庁に対して平成２１年１２月１日に提出した平成１９年６月期の法人税の修正申告書（乙第２６号証）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。
- (イ) 同表②欄の「本件営業等委託料の損金不算入額」４１３７万４８４８円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ウ) 同表③欄の「本件事務等委託料の損金不算入額」２５７万０４００円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 同表④欄の「本件Ｆ営業委託料の損金不算入額」４４１万００００円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (オ) 同表⑤欄の「寄附金認容額」４８３５万５２４８円は、上記(イ)ないし(エ)を寄附金とした金額であり、当該事業年度の損金の額に算入される金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「未納事業税認容額」４１４万９２００円は、平成１８年６月期の法人税に係る更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税相当額であり、平成１９年６月期の損金の額に算入される金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「寄附金の損金不算入額」４７６１万７８２０円は、寄附金の損金算入額限度額を超えた部分に係る金額（別表３－２「平成１９年６月期⑭」欄）であり、当該事

業年度の損金の額に算入されない金額である。

- (ク) 同表⑨欄の「法人税額」1655万3600円は、同表⑧欄の「所得金額」5731万2000円につき、法人税法66条（平成18年法律第10号による改正後のもの。以下同じ。）1項及び2項の規定により、800万0000円については100分の22の税率を、その残額の4931万2000円については100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- (ケ) 同表⑩欄の「控除税額」5万5835円は、法人税法68条1項の規定に基づき法人税額から控除される所得税の額であり、平成19年6月期の法人税の修正申告書（乙第26号証）の「控除税額の計算」欄に記載された金額である。
- (コ) 同表⑪欄の「納付すべき法人税額」1649万7700円は、同表⑨欄の金額から、同表⑩欄の金額を控除した金額である。
- (カ) 同表⑫欄の「既に納付の確定した本税額」345万7300円は、平成19年6月期の法人税の修正申告書（乙第26号証）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額である。
- (キ) 同表⑬欄の「差引納付すべき法人税額」1304万0400円は、同表⑪欄の額から同表⑫欄の額を控除した金額である。

カ 平成20年6月期（別表2－3）

- (ア) 同表①欄の「本件更正前所得金額」175万1152円は、原告が原処分庁に対して平成20年9月2日に提出した平成20年6月期の法人税の確定申告書（乙第27号証）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額である。
- (イ) 同表②欄の「本件営業等委託料の損金不算入額」2519万9544円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ウ) 同表③欄の「本件事務等委託料の損金不算入額」192万7800円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (エ) 同表④欄の「本件F営業委託料の損金不算入額」330万7500円は、実体のない業務委託料であり当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (オ) 同表⑤欄の「寄附金認容額」3043万4844円は、上記(イ)ないし(エ)を寄附金とした金額であり、当該事業年度の損金の額に算入される金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「未納事業税認容額」427万3600円は、平成19年6月期の法人税に係る更正処分に伴い原告が納付することとなった事業税相当額であり、平成20年6月期の損金の額に算入される金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「寄附金の損金不算入額」3007万3876円は、寄附金の損金算入額限度額を超えた部分に係る金額（別表3－2「平成20年6月期⑭」欄）であり、当該事業年度の損金の額に算入されない金額である。
- (ク) 同表⑨欄の「法人税額」762万5300円は、同表⑧欄の「所得金額」2755万1000円につき、法人税法66条1項及び2項の規定により、800万0000円については100分の22の税率を、その残額の1955万1000円については100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- (ケ) 同表⑩欄の「控除税額」3万4925円は、法人税法68条1項の規定に基づき法人税額から控除される所得税の額であり、平成20年6月期の法人税の確定申告書（乙第2

7号証)の「控除税額の計算」欄に記載された金額である。

(ロ) 同表⑪欄の「納付すべき法人税額」759万0300円は、同表⑨欄の金額から、同表⑩欄の金額を控除した金額である。

(ハ) 同表⑫欄の「既に納付の確定した本税額」35万0200円は、平成20年6月期の法人税の確定申告書(乙第27号証)の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額である。

(ニ) 同表⑬欄の「差引納付すべき法人税額」724万0100円は、同表⑪欄の額から同表⑫欄の額を控除した金額である。

(2) 本件法人税更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額は前記1のとおりであり、これらは、いずれも本件法人税更正処分における所得金額及び納付すべき税額(別表2-1ないし2-3「本件法人税更正処分」欄)と同額であるから、本件法人税更正処分はいずれも適法である。

2 本件各事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分の根拠

前記1(2)のとおり、本件法人税更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各事業年度の法人税につき、課税標準又は税額の計算の基礎となるべき事実の一部を隠ぺい又は仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づき納付すべき税額を過少に申告していたものである。

また、同処分により原告が新たに納付すべき法人税額については、その基礎となった事実につき、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条(アないしウにつき平成18年法律第10号による改正前のもの。エにつき平成19年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。)4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、原告に課されるべき本件各事業年度の法人税に係る重加算税(以下「本件法人税重加算税賦課決定処分」という。)の額は、通則法68条1項に基づき、以下のとおり計算した金額となる。

ア 平成15年6月期 479万5000円

本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなる法人税額1370万0000円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

イ 平成16年6月期 431万5500円

本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなる法人税額1233万0000円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

ウ 平成17年6月期 438万2000円

本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなる法人税額1252万0000円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

エ 平成18年6月期 449万0500円

本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなる法人税額1283万0000円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

オ 平成19年6月期 456万4000円

本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなる法人税額 1304万0000円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

カ 平成20年6月期

253万4000円

本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなる法人税額 724万0000円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 本件法人税重加算税賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件法人税更正処分によって賦課されるべき重加算税の額は前記(1)のとおりであり、これらは、いずれも本件法人税更正処分に係る重加算税賦課決定処分における重加算税の額（答弁書別表1(1)法人税の重加算税「同上裁決」欄）と同額であるから、本件法人税重加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

3 本件消費税等更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件消費税等更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、別表4-1ないし4-3のとおりであり、同表の見方は次のとおりである。

ア 平成15年6月課税期間（別表4-1）

(ア) 同表①欄の「課税標準額」7億8276万4000円は、原告が原処分庁に対して平成21年12月1日に提出した平成15年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第28号証）に記載された課税標準額である。

(イ) 同表②欄の「課税標準額に対する消費税額」3131万0560円は、同表①欄の「課税標準額」に消費税法29条の規定に基づき税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 同表③欄の「控除対象仕入税額」1016万7540円は、平成15年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第28号証）付表2「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額3億1746万8029円から、上記1(1)ア(イ)のとおり、寄附金と認められる金額（課税仕入れの対価と認められない金額）5057万0100円（別表1「平成15年6月期・合計（消費税等込）」欄）を控除した金額に105分の4を乗じて算出した金額である。

(エ) 同表④欄の「貸倒れに係る税額」7万5347円は、平成15年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第28号証）に記載された金額である。

(オ) 同表⑥欄の「納付すべき消費税額」2106万7600円は、同表②欄の金額から同表⑤欄の金額を控除した金額（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(カ) 同表⑦欄の「既に納付の確定した消費税額」1914万1100円は、平成15年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第28号証）「差引税額」欄に記載された金額である。

(キ) 同表⑧欄の「差引納付すべき消費税額」192万6500円は、同表⑥欄の金額から同表⑦欄の金額を控除した金額である。

(ク) 同表⑨欄の「地方消費税の課税標準額」2106万7600円は、地方税法72条の77第2号及び77条の82により、消費税額を課税標準とすることとされている。

(ケ) 同表⑩欄の「譲渡割額（納税額）」526万6900円は、地方税法72条の83の規

定に基づき、同表⑨欄の金額に100分の25を乗じて算出した金額である。

(ロ) 同表⑪欄の「既に納付の確定した譲渡割額」478万5200円は、平成15年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第28号証）⑫欄「譲渡割額（納税額）」に記載された金額である。

(ハ) 同表⑫欄の「差引納付すべき譲渡割額」48万1700円は、同表⑩欄の金額から同表⑪欄の金額を控除した金額である。

(ニ) 同表⑬欄の「差引納付すべき消費税等の額」240万8200円は、同表⑧欄の金額と同表⑫欄の金額の合計金額である。

イ 平成16年6月課税期間（別表4-1）

(ア) 同表①欄の「課税標準額」7億2445万1000円は、原告が原処分庁に対して平成21年12月1日に提出した平成16年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第29号証）に記載された課税標準額（ただし確定申告時における計算誤りを加えた金額。甲第15号証33ページ別表6消費税等の額 平成16年6月課税期間①欄と同額。）である。

(イ) 同表②欄の「課税標準額に対する消費税額」2897万8040円は、同表①欄の「課税標準額」に消費税法29条の規定に基づき税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 同表③欄の「控除対象仕入税額」1005万1794円は、平成16年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第29号証）付表2「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額3億1221万4847円から、上記1(1)イ(オ)のとおり、寄附金と認められる金額（課税仕入れの対価と認められない金額）4835万5248円（別表1「平成16年6月期・合計（消費税等込）」欄）を控除した金額に105分の4を乗じて算出した金額である。

(エ) 同表④欄の「納付すべき消費税額」1892万6200円は、同表②欄の金額から同表③欄の金額を控除した金額である。

(オ) 同表⑤欄の「既に納付の確定した本税額」1708万2700円は、平成16年6月課税期間の消費税等修正申告書（乙第29号証）「差引税額」欄に記載された金額である。

(カ) 同表⑥欄の「差引納付すべき消費税額」184万3500円は、同表④欄の金額から同表⑤欄の金額を控除した金額である。

(キ) 同表⑦欄の「地方消費税の課税標準額」1892万6200円は、地方税法72条の77第2号及び77条の82により、消費税額を課税標準とすることとされている。

(ク) 同表⑧欄の「譲渡割額（納税額）」473万1500円（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）は、地方税法72条の83の規定に基づき、同表⑦欄の金額に100分の25を乗じて算出した金額である。

(ケ) 同表⑨欄の「既に納付の確定した譲渡割額」427万0600円は、平成16年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第29号証）「譲渡割額（納税額）」欄に記載された金額である。

(コ) 同表⑩欄の「差引納付すべき譲渡割額」46万0900円は、同表⑧欄の金額から同表⑨欄の金額を控除した金額である。

(サ) 同表⑪欄の「差引納付すべき消費税等の額」230万4400円は、同表⑥欄の金額

と同表⑩欄の金額の合計金額である。

ウ 平成17年6月課税期間（別表4-2）

- (ア) 同表①欄の「課税標準額」6億2844万7000円は、原告が原処分庁に対して平成21年12月1日に提出した平成17年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第30号証）に記載された課税標準額である。
- (イ) 同表②欄の「課税標準額に対する消費税額」2513万7880円は、同表①欄の「課税標準額」に消費税法29条の規定に基づき税率100分の4を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 同表③欄の「控除対象仕入税額」860万3587円は、平成17年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第30号証）付表2「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額2億7419万9432円から、上記1(1)ウ(オ)のとおり、寄附金と認められる金額（課税仕入れの対価と認められない金額）4835万5248円（別表1「平成17年6月期・合計（消費税等込）」欄）を控除した金額に105分の4を乗じて算出した金額である。
- (エ) 同表④欄の「納付すべき消費税額」1653万4200円は、同表②欄の金額から同表③欄の金額を控除した金額である。
- (オ) 同表⑤欄の「既に納付の確定した本税額」1469万2100円は、平成17年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第30号証）「差引税額」欄に記載された金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「差引納付すべき消費税額」184万2100円は、同表④欄の金額から同表⑤欄の金額を控除した金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「地方消費税の課税標準額」1653万4200円は、地方税法72条の77第2号及び77条の82により、消費税額を課税標準とすることとされている。
- (ク) 同表⑧欄の「譲渡割額（納税額）」413万3500円は、地方税法72条の83の規定に基づき、同表⑦欄の金額に100分の25を乗じて算出した金額である。
- (ケ) 同表⑨欄の「既に納付の確定した譲渡割額」367万3000円は、平成17年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第30号証）「譲渡割額（納税額）」欄に記載された金額である。
- (コ) 同表⑩欄の「差引納付すべき譲渡割額」46万0500円は、同表⑧欄の金額から同表⑨欄の金額を控除した金額である。
- (サ) 同表⑪欄の「差引納付すべき消費税等の額」230万2600円は、同表⑥欄の金額と同表⑩欄の金額の合計金額である。

エ 平成18年6月課税期間（別表4-2）

- (ア) 同表①欄の「課税標準額」6億2220万5000円は、原告が原処分庁に対して平成21年12月1日に提出した平成18年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第31号証）に記載された課税標準額である。
- (イ) 同表②欄の「課税標準額に対する消費税額」2488万8200円は、同表①欄の「課税標準額」に消費税法29条の規定に基づき税率100分の4を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 同表③欄の「控除対象仕入税額」955万4278円は、平成18年6月課税期間の

消費税等の修正申告書（乙第31号証）付表2「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額2億9915万5048円から、上記1(1)エ(ウ)のとおり、寄附金と認められる金額（課税仕入れの対価と認められない金額）4835万5248円（別表1「平成18年6月期・合計（消費税等込）」欄）を控除した金額に105分の4を乗じて算出した金額である。

- (エ) 同表④欄の「納付すべき消費税額」1533万3900円は、同表②欄の金額から同表③欄の金額を控除した金額である。
- (ウ) 同表⑤欄の「既に納付の確定した本税額」1349万1800円は、平成18年6月課税期間の消費税等修正申告書「差引税額」欄に記載された金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「差引納付すべき消費税額」184万2100円は、同表④欄の金額から同表⑤欄の金額を控除した金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「地方消費税の課税標準額」1533万3900円は、地方税法72条の77第2号及び77条の82により、消費税額を課税標準とすることとされている。
- (ク) 同表⑧欄の「譲渡割額（納税額）」383万3400円は、地方税法72条の83の規定に基づき、同表⑦欄の金額に100分の25を乗じて算出した金額である。
- (ケ) 同表⑨欄の「既に納付の確定した譲渡割額」337万2900円は、平成18年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第31号証）「譲渡割額（納税額）」欄に記載された金額である。
- (コ) 同表⑩欄の「差引納付すべき譲渡割額」46万0500円は、同表⑧欄の金額から同表⑨欄の金額を控除した金額である。
- (サ) 同表⑪欄の「差引納付すべき消費税等の額」230万2600円は、同表⑥欄の金額と同表⑩欄の金額の合計金額である。

オ 平成19年6月課税期間（別表4-3）

- (ア) 同表①欄の「課税標準額」6億0588万1000円は、原告が原処分庁に対して平成21年12月1日に提出した同年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第32号証）に記載された課税標準額である。
- (イ) 同表②欄の「課税標準額に対する消費税額」2423万5240円は、同表①欄の「課税標準額」に消費税法29条の規定に基づき税率100分の4を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 同表③欄の「控除対象仕入税額」970万8298円は、平成19年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第32号証）付表2「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額3億0319万8093円から、上記1(1)オ(ウ)のとおり、寄附金と認められる金額（課税仕入れの対価と認められない金額）4835万5248円（別表1「平成19年6月期・合計（消費税等込）」欄）を控除した金額に105分の4を乗じて算出した金額である。
- (エ) 同表④欄の「納付すべき消費税額」1452万6900円は、同表②欄の金額から同表③欄の金額を控除した金額である。
- (ウ) 同表⑤欄の「既に納付の確定した本税額」1268万4800円は、平成19年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第32号証）「差引税額」欄に記載された金額である。

- (カ) 同表⑥欄の「差引納付すべき消費税額」 184万2100円は、同表④欄の金額から同表⑤欄の金額を控除した金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「地方消費税の課税標準額」 1452万6900円は、地方税法72条の77第2号及び77条の82により、消費税額を課税標準とすることとされている。
- (ク) 同表⑧欄の「譲渡割額（納税額）」 363万1700円は、地方税法72条の83の規定に基づき、同表⑦欄の金額に100分の25を乗じて算出した金額である。
- (ケ) 同表⑨欄の「既に納付の確定した譲渡割額」 317万1200円は、平成19年6月課税期間の消費税等の修正申告書（乙第32号証）「譲渡割額（納税額）」欄に記載された金額である。
- (コ) 同表⑩欄の「差引納付すべき譲渡割額」 46万0500円は、同表⑧欄の金額から同表⑨欄の金額を控除した金額である。
- (サ) 同表⑪欄の「差引納付すべき消費税等の額」 230万2600円は、同表⑥欄の金額と同表⑩欄の金額の合計金額で、平成19年6月課税期間の消費税等に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった消費税等の額である。
- カ 平成20年6月課税期間（別表4-3）
- (ア) 同表①欄の「課税標準額」 5億8866万8000円は、原告が原処分庁に対して平成20年9月2日に提出した平成20年6月課税期間の消費税等の確定申告書（乙第33号証）に記載された課税標準額である。
- (イ) 同表②欄の「課税標準額に対する消費税額」 2354万6720円は、同表①欄の「課税標準額」に消費税法29条の規定に基づき税率100分の4を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 同表③欄の「控除対象仕入税額」 892万2886円は、平成20年6月課税期間の消費税等の確定申告書（乙第33号証）付表2「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑧」欄に記載された金額2億6466万0619円から、上記1(1)カ(ウ)のとおり、寄附金と認められる金額（課税仕入れの対価と認められない金額）3043万4844円（別表1「平成20年6月期・合計（消費税等込）」欄）を控除した金額に105分の4を乗じて算出した金額である。
- (エ) 同表④欄の「納付すべき消費税額」 1462万3800円は、同表②欄の金額から同表③欄の金額を控除した金額である。
- (オ) 同表⑤欄の「既に納付の確定した本税額」 1346万4400円は、平成20年6月課税期間の消費税等の確定申告書（乙第33号証）「差引税額」欄に記載された金額である。
- (カ) 同表⑥欄の「差引納付すべき消費税額」 115万9400円は、同表④欄の金額から同表⑤欄の金額を控除した金額である。
- (キ) 同表⑦欄の「地方消費税の課税標準額」 1462万3800円は、地方税法72条の77第2号及び77条の82により、消費税額を課税標準とすることとされている。
- (ク) 同表⑧欄の「譲渡割額（納税額）」 365万5900円は、地方税法72条の83の規定に基づき、同表⑦欄の金額に100分の25を乗じて算出した金額である。
- (ケ) 同表⑨欄の「既に納付の確定した譲渡割額」 336万6100円は、平成20年6月課税期間の消費税等の確定申告書（乙第33号証）「譲渡割額（納税額）」欄に記載された

金額である。

(ロ) 同表⑩欄の「差引納付すべき譲渡割額」28万9800円は、同表⑧欄の金額から同表⑨欄の金額を控除した金額である。

(ハ) 同表⑪欄の「更正処分により納付すべき消費税等の額」144万9200円は、同表⑥欄の金額と同表⑩欄の金額の合計金額で、平成20年6月課税期間の消費税等に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった消費税等の額である。

(2) 本件消費税等更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は前記(1)のとおりであり、これらは、いずれも本件消費税等各更正処分における課税標準額及び納付すべき税額(別表4「原処分」欄)と同額、あるいは上回る金額であるから、本件消費税等各更正処分はいずれも適法である。

4 本件各課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分の根拠

前記3(2)のとおり、本件消費税等更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各課税期間の消費税等につき、課税標準又は税額の計算の基礎となるべき事実の一部を隠ぺい又は仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づき納付すべき税額を過少に申告していたものである。

また、同処分により原告が新たに納付すべき消費税等の額については、その基礎となった事実につき、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、原告に課されるべき本件各課税期間の消費税等に係る重加算税(以下「本件消費税等重加算税賦課決定処分」という。)の額は、通則法68条1項に基づき、以下のとおり計算した金額となる。

ア 平成15年6月課税期間 76万6500円

当該課税期間の消費税に係る更正処分により新たに納付すべきこととなる消費税額219万円(1万円未満の端数切捨て。(通則法118条3項。以下同じ。))に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

イ 平成16年6月課税期間 73万1500円

当該課税期間の消費税に係る更正処分により新たに納付すべきこととなる消費税額209万円(1万円未満の端数切捨て。(通則法118条3項。以下同じ。))に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

ウ 平成17年6月課税期間 73万1500円

当該課税期間の消費税に係る更正処分により新たに納付すべきこととなる消費税額209万円(1万円未満の端数切捨て。(通則法118条3項。以下同じ。))に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

エ 平成18年6月課税期間 76万6500円

当該課税期間の消費税に係る更正処分により新たに納付すべきこととなる消費税額219万円(1万円未満の端数切捨て。(通則法118条3項。以下同じ。))に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

オ 平成19年6月課税期間 80万5000円

当該課税期間の消費税に係る更正処分により新たに納付すべきこととなる消費税額230万円（1万円未満の端数切捨て。（通則法118条3項。以下同じ。））に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

カ 平成20年6月課税期間 50万4000円

当該課税期間の消費税に係る更正処分により新たに納付すべきこととなる消費税額144万円（1万円未満の端数切捨て。（通則法118条3項。以下同じ。））に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 本件消費税等各重加算税賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件消費税等更正処分に係る重加算税賦課決定処分によって賦課されるべき重加算税の額は前記(1)のとおりであり、これらは、いずれも本件消費税等重加算税賦課決定処分における重加算税の額（答弁書別表1の(2)消費税等の重加算税「更正処分等」欄参照）と同額であるから、本件消費税等各重加算税賦課決定更正処分はいずれも適法である。

以 上

別表 2-1～2-3、3-1、3-2 及び 4-1～4-3 省略